

中海護岸等整備促進協議会の開催状況

<平成17年>

- 7月25日 第1回中海護岸等整備促進協議会
- 11月11日 第1回 中海護岸等整備促進協議会鳥取県部会
- 11月28日 第1回 中海護岸等整備促進協議会島根県部会

<平成18年>

- 10月10日 第2回 中海護岸等整備促進協議会島根県部会
- 10月11日 第2回 中海護岸等整備促進協議会鳥取県部会

<平成20年>

- 10月 7日 第3回 中海護岸等整備促進協議会鳥取県部会
- 10月22日 第3回 中海護岸等整備促進協議会島根県部会

<平成21年>

- 1月20日 第4回 中海護岸等整備促進協議会鳥取県部会
- 1月20日 第4回 中海護岸等整備促進協議会島根県部会
- 11月12日 第2回中海護岸等整備促進協議会

整備目標Ⅰ
短期整備箇所

湖岸堤高がH.P.+1.44m未満(かつ背後地盤高H.P.+1.44m未満)であり、過去に越水による浸水実績がある若しくは背後資産の価値が極めて高い(H.P.+1.44m以下の地盤に100人以上居住)箇所。

整備目標Ⅱ－①
中期整備箇所

湖岸堤高がH.P.+2.50m未満(かつ背後地盤高HWL※未満)であり、背後に家屋等がある箇所。

整備目標Ⅱ－②
中期整備追加箇所

湖岸堤高および背後地盤高がH.P.+2.50m未満の箇所。

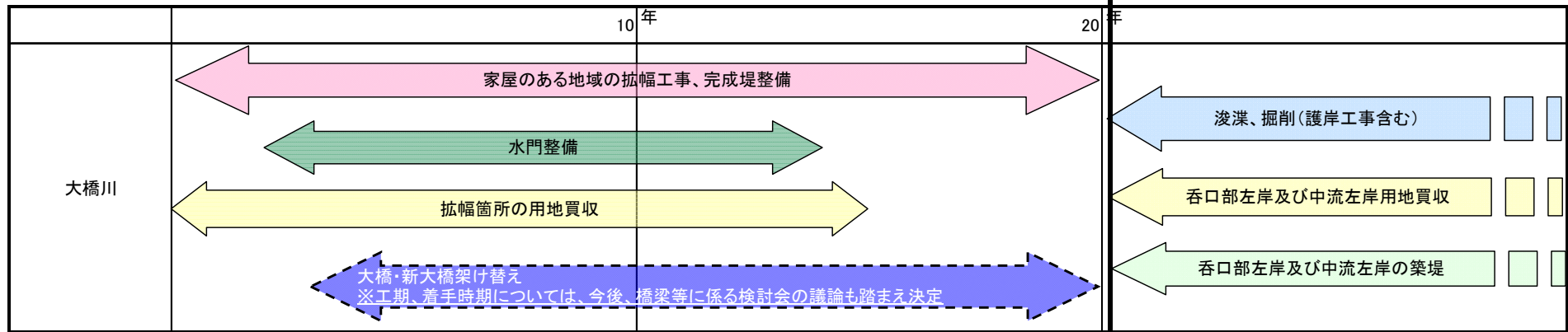
別途検討

地元調整／整備主体／管理主体等、整備に向けた課題の解決が必要な箇所等であり、今後も課題の解決に向けて引き続き調整を進める中で、整備の時期も決定する。

※ HWLについては、国営中海土地改良事業の中止による条件変更に伴い、H.P.+1.44mからH.P.+1.30mに見直し。
ただし、短期整備箇所については変更しない。

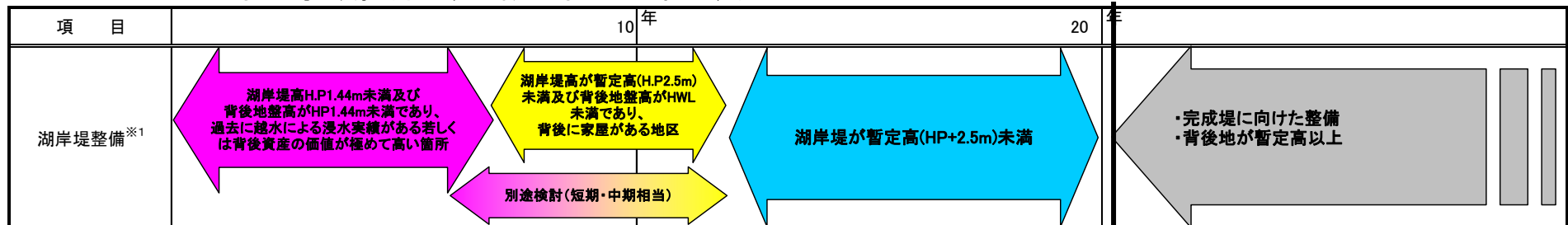
大橋川改修事業と中海湖岸堤整備の工程案について

大橋川概略工程表



戦後最大規模(S47.7)の洪水に対して、家屋浸水を防止

中海湖岸堤概略工程表

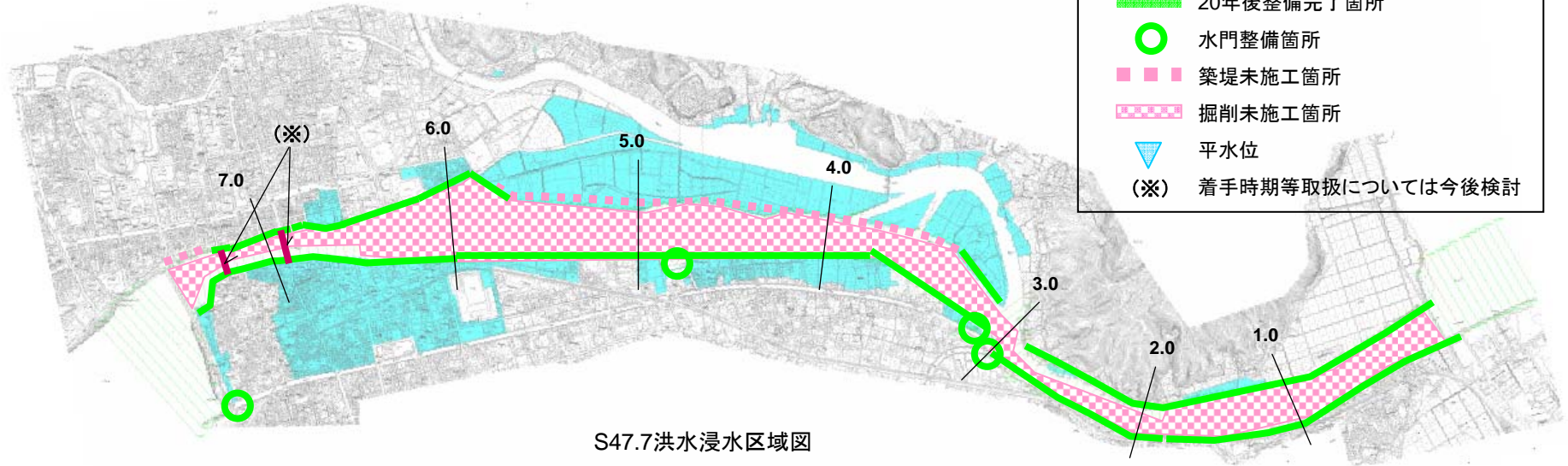


洪水・高潮を含めた既往最大水位時(H15)に浸水しないようにする

※1) 境水道については別途検討

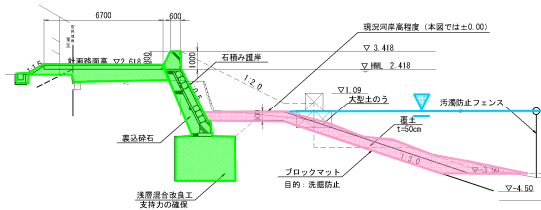
注1) 今後の財政状況等により、工程は変わる可能性がある。
注2) 具体の整備箇所については、被害の状況、地元の要望も踏まえ精査。

大橋川改修20年後の整備状況(イメージ図)

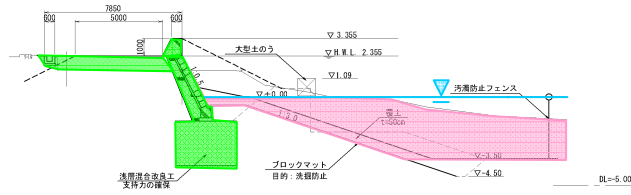


S47.7洪水浸水区域図

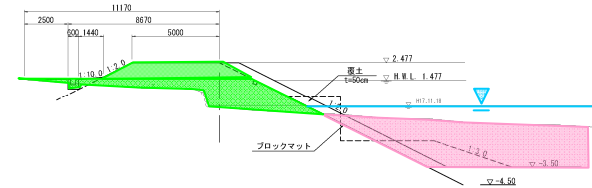
上流左岸(新大橋下流付近)



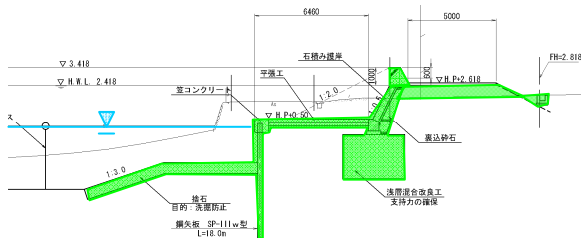
上流左岸(追子団地周辺)



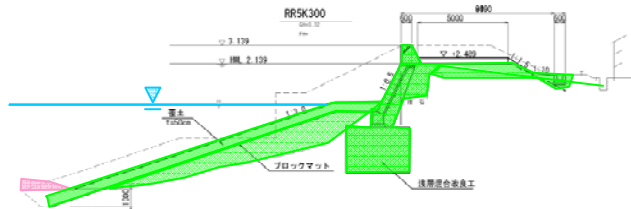
下流左岸(2.0付近)



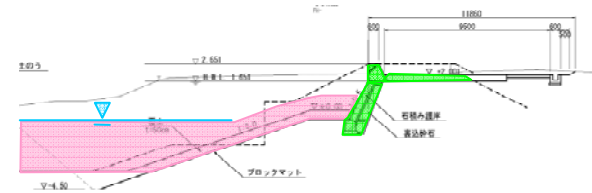
上流右岸(7.0付近)



中流右岸(5.0付近)



下流右岸(2.0付近)



注1) 今後の財政状況等により、工程は変わる可能性がある。
 注2) 具体の整備箇所及び形状については、被害の状況、地元の要望も踏まえ精査。

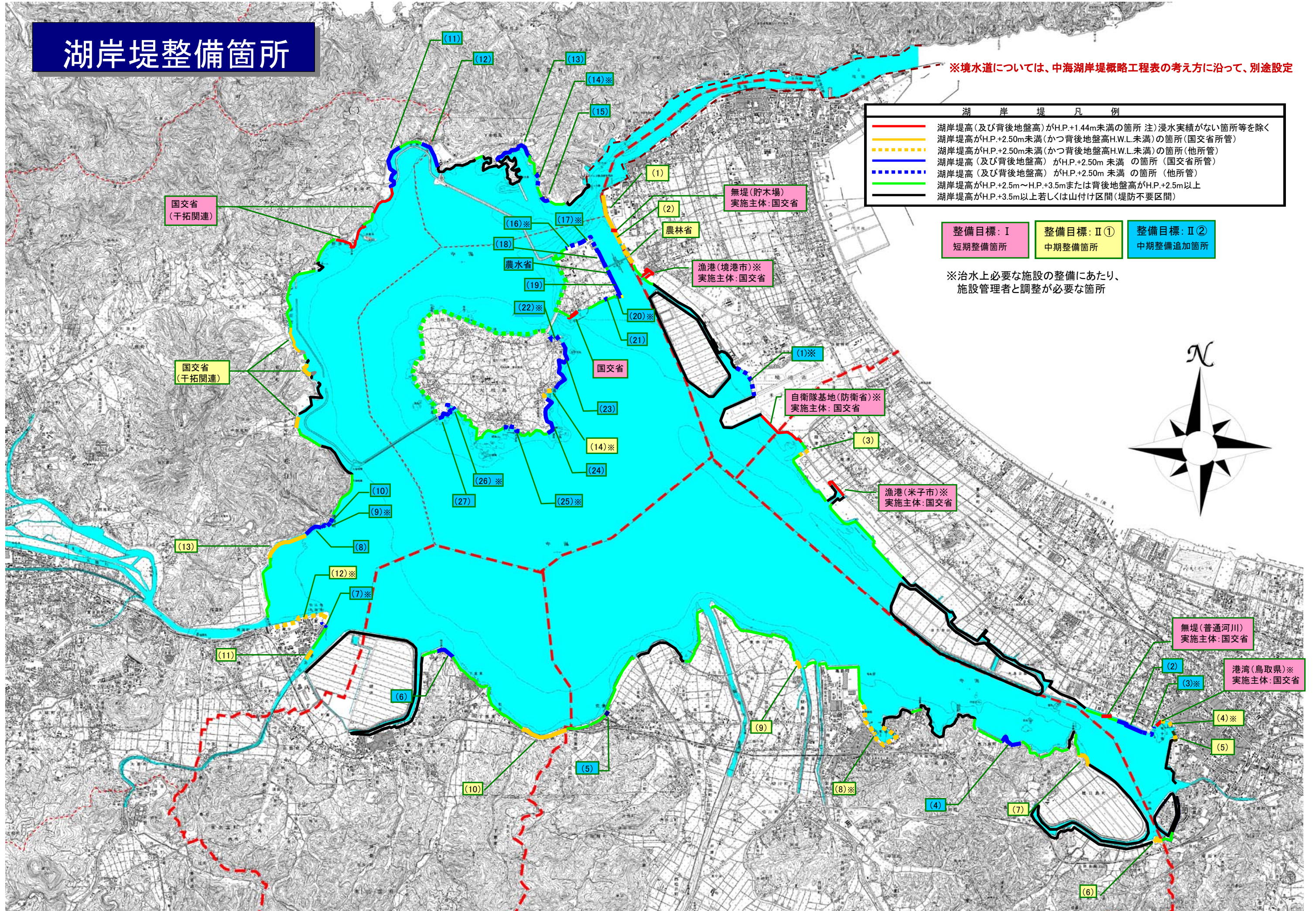
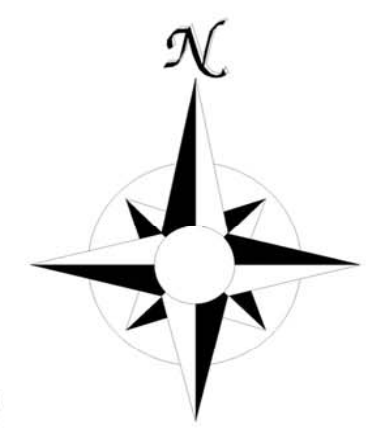
湖岸堤整備箇所

※境界水道については、中海湖岸堤概略工程表の考え方に沿って、別途設定

湖岸堤凡例	
	湖岸堤高(及び背後地盤高)がH.P.+1.44m未満の箇所(注)浸水実績がない箇所等を除く
	湖岸堤高がH.P.+2.50m未満(かつ背後地盤高H.W.L.未満)の箇所(国交省所管)
	湖岸堤高がH.P.+2.50m未満(かつ背後地盤高H.W.L.未満)の箇所(他所管)
	湖岸堤高(及び背後地盤高)がH.P.+2.50m未満の箇所(国交省所管)
	湖岸堤高(及び背後地盤高)がH.P.+2.50m未満の箇所(他所管)
	湖岸堤高がH.P.+2.5m~H.P.+3.5mまたは背後地盤高がH.P.+2.5m以上
	湖岸堤高がH.P.+3.5m以上若しくは山付け区間(堤防不要区間)

整備目標: I	整備目標: II ①	整備目標: II ②
短期整備箇所	中期整備箇所	中期整備追加箇所

※治水上必要な施設の整備にあたり、施設管理者と調整が必要な箇所



注)被害の状況、地元の要望、測量結果の精査等により変更されることがある。

中海護岸における要整備箇所の状況（鳥取県）

図面表示	護岸の箇所			湖岸・背後地盤高(H.P.+m)		波浪の影響	優先度
	地先名	管理者	区間延長(km)	湖岸堤高	背後地(平均)		
(1)	境港市西工業団地(貯木場北)	国交省	1.2	2.4~2.5	H.W.L未滿		II①
無堤(貯木場)	境港市西工業団地(貯木場)	国交省	0.02	無堤	1.44未滿		I
(2)	境港市西工業団地(貯木場南)	国交省	0.4	2.1~2.3	H.W.L未滿		II①
農林省	境港市渡町	農林省	0.5	2.2~2.5	H.W.L未滿		II①
漁港(境港市)※	渡漁港	境港市	0.7	1.1~1.4	1.44未滿	小	I
(1)※	境港市佐斐神町(空港北)	防衛省	0.8	0.8~1.9	H.W.L以上		II②
自衛隊基地(防衛省)※	境港市佐斐神町(空港南)	防衛省	0.5	1.3	1.44未滿		I
	米子市葭津(空港南)	防衛省	0.5				
(3)	米子市葭津	国交省	0.1	2.3~2.5	H.W.L未滿		II①
漁港(米子市)※	米子市葭津(崎津漁港)	米子市	0.4	1.0~2.1	1.44未滿	小	I
無堤(普通河川)	米子市旗ヶ崎	国交省	0.03	無堤	1.44未滿		I
(2)	米子市旗ヶ崎	国交省	0.5	2.0~2.4	H.W.L以上		II②
(3)※	米子市灘町(米子港 野積場)	鳥取県	0.8	1.4~2.4	H.W.L以上		II②
港湾(鳥取県)※	米子市灘町(米子港 食品団地)	鳥取県	0.1	1.3	1.44未滿		I
(4)※	米子市灘町(米子港 防波堤)	鳥取県	0.6	1.4~1.7	H.W.L未滿	小	II①
(5)	米子市内町(ポンプ場前)	国交省	0.04	2.4~2.5	H.W.L未滿		II①

※:治水上必要な施設の整備にあたり、施設管理者と調整が必要な箇所。

(注1) 優先度の定義については次のとおり。

優先度	基本的な考え方
I	短期整備箇所 湖岸堤高がH.P.+1.44m未滿(かつ背後地盤高H.P.+1.44m未滿)であり、過去に越水による浸水実績がある若しくは背後資産の価値が極めて高い(H.P.+1.44m以下の地盤に100人以上居住)箇所。
II-①	中期整備箇所 湖岸堤高がH.P.+2.50m未滿(かつ背後地盤高HWL+1.30m未滿)であり、背後に家屋等がある箇所。
II-②	中期整備箇所追加 湖岸堤高および背後地盤高がH.P.+2.50m未滿の箇所。

(注2) 湖岸堤高は整備対象となる堤防高さを記載。

(注3) 被害の状況、地元の要望、測量結果の精査等により変更されることがある。

中海護岸における要整備箇所の状況（島根県）

図面表示	護岸の箇所			湖岸・背後地盤高(HP+m)		波の影響	優先度	
	地先名	管理者	区間延長(km)	湖岸堤高	背後地(平均)			
中海 右岸	(6)	安来市中海町	国交省	0.2	1.5~1.9	H.W.L未満		II①
	(7)	安来市島田町(米子湾側)	国交省	0.4	1.4~2.5	H.W.L未満		II①
	(4)	安来市島田町(中海側)	国交省	0.6	1.8~2.5	H.W.L以上		II②
	(8)※	安来港	島根県	1.7	1.4~2.1	H.W.L未満	小	II①
	(9)	安来市東赤江町	国交省	0.2	2.3~2.4	H.W.L未満		II①
	(5)	安来市荒島町	国交省	0.1	2.1	H.W.L以上	小	II②
	(10)	東出雲町下意東(東側)	国交省	0.7	1.5~2.5	H.W.L未満		II①
	(6)	東出雲町下意東(西側)	国交省	0.5	2.0~2.5	H.W.L以上		II②
	(11)	松江市富士見町(意宇川上流)	国交省	0.1	2.3	H.W.L未満		II①
	(7)※	松江市富士見町(意宇川下流)	民有地	0.1	2.1~2.2	H.W.L以上		II②
	(12)※	松江港	島根県	1.2	1.4~1.8	H.W.L未満		II①
	中海 左岸	(13)	松江市大井町	国交省	1.1	1.8~2.2	H.W.L未満	
(8)		松江市大海崎(上流)	国交省	0.3	1.5~2.4	H.W.L以上		II②
(9)※		松江市大海崎町(舟溜り)	島根県	0.2	0.9~2.3	H.W.L以上		II②
(10)		松江市大海崎町(下流)	国交省	0.3	1.3~2.5	H.W.L以上		II②
国交省 (干拓関連)		松江市 上宇部尾町, 新庄町, 本庄南	国交省	1.9	1.8~2.5	H.W.L未満		II①
国交省 (干拓関連)		松江市野原, 長海	国交省	1.5	0.9~2.5	1.44未満		I
(11)		松江市手角町	国交省	1.0	1.6~2.1	H.W.L以上	小	II②
(12)		松江市 美保関町下宇部尾(万原地区)	国交省	0.7	1.9~2.1	H.W.L以上	小	II②
(13)		松江市 美保関町下宇部尾(湾奥)	国交省	1.0	1.3~2.5	H.W.L以上		II②
(14)※		松江市 美保関町下宇部尾(上流)	松江市	0.2	1.5~2.5	H.W.L以上		II②
(15)		松江市 美保関町下宇部尾(下流)	国交省	0.2	1.5~2.5	H.W.L以上		II②
江島	(16)※	松江市八東町江島 (工業団地)	管理組合	0.7	1.3~2.3	H.W.L以上		II②
	(17)※	松江市八東町江島 (工業団地)	民有地	0.5	1.4	H.W.L以上		II②
	(18)	松江市八東町江島 (江島大橋北)	国交省	0.3	1.4~2.0	H.W.L以上		II②
	農林省	松江市八東町江島 (中浦水門)	農林省	0.3	2.0~2.5	H.W.L以上		II②
	(19)	松江市八東町江島 (三田川樋門付近)	国交省	0.6	1.3~2.5	H.W.L以上		II②
	(20)※	松江市八東町江島 (浄化センター東 舟溜り)	松江市	0.1	0.9~1.3	H.W.L以上		II②
	(21)	松江市八東町江島 (サンコーボラス付近)	国交省	0.02	0.4~1.3	H.W.L以上		II②
	国交省	松江市八東町江島 (老人集会所付近西側)	国交省	0.2	測量未実施	1.44未満		I
大根島	(22)※	馬渡漁港	松江市	0.4	1.0~2.1	H.W.L以上	小	II①
	(23)	松江市八東町遅江(下流)	国交省	1.6	1.5~2.4	H.W.L以上		II②
	(14)※	遅江港	松江市	0.6	0.9~1.5	1.44未満(但し、 居住者100人未満)	小	II①
	(24)	松江市八東町遅江(上流)	国交省	1.1	1.5~2.5	H.W.L以上		II②
	(25)※	松江市八東町波入	松江市	0.7	0.9~2.1	H.W.L以上	小	II②
	(26)※	松江市八東町入江(舟溜り)	松江市	0.4	1.1~2.1	H.W.L以上	小	II②
	(27)	松江市八東町入江(西側)	国交省	0.3	2.0~2.2	H.W.L以上		II②

※: 治水上必要な施設の整備にあたり、施設管理者と調整が必要な箇所。

(注1) 優先度の定義については次のとおり。

優先度	基本的な考え方
I	短期整備箇所 湖岸堤高がH.P.+1.44m未満(かつ背後地盤高H.P.+1.44m未満)であり、過去に越水による浸水実績がある若しくは背後資産の価値が極めて高い(H.P.+1.44m以下の地盤に100人以上居住)箇所。
II-①	中期整備箇所 湖岸堤高がH.P.+2.50m未満(かつ背後地盤高H.W.L+1.30m未満)であり、背後に家屋等がある箇所。
II-②	中期整備箇所追加 湖岸堤高および背後地盤高がH.P.+2.50m未満の箇所。

(注2) 湖岸堤高は整備対象となる堤防高さを記載。

(注3) 被害の状況、地元の要望、測量結果の精査等により変更されることがある。